

令和3年度

定期監査等結果報告書

高知市監査委員

目 次

定期監査等結果報告書

第1 監査の対象	1
第2 監査の期間及び対象部局等	1
第3 監査の方法	2
第4 監査の結果	2
指摘事項の内訳	3
共 通 事 項	5
各課個別事項	6
総 務 部	
政策企画課	6
地域活性推進課	6
広聴広報課	6
秘書課	6
情報政策課	6
総務課	7
人事課	7
文書法制課	7
行政改革推進課	8
契約課	8
防 災 対 策 部	
防災政策課	9
地域防災推進課	9
財 務 部	
財 政 課	10
財産政策課	10
管 財 課	10
税務管理課	11
市民税課	11
資産税課	11
市 民 協 働 部	
地域コミュニティ推進課	12
くらし・交通安全課	12
人権同和・男女共同参画課	12
中央窓口センター	12

齋 場	13
地籍調査課	13
健康福祉部	
健康福祉総務課	14
地域共生社会推進課	14
指導監査課	14
介護保険課	14
保険医療課	15
地域保健課	15
生活食品課	15
健康増進課	15
障がい福祉課	15
声と点字の図書館	16
高齢者支援課	16
福祉管理課	16
第一福祉課	16
第二福祉課	16
環境部	
新エネルギー・環境政策課	17
環境施設対策課	17
環境保全課	17
廃棄物対策課	17
環境業務課	17
清掃工場	17
東部環境センター	17
上下水道局	
企画財務課	18
総務課	18
お客さまサービス課	19
管路管理課	19
水道整備課	19
浄水課	19
下水道整備課	19
下水道施設管理課	20
消防局	
総務課，総合指令課，警防課，救急課，予防課， 中央消防署，北消防署，東消防署，南消防署	21

4 重高監第 1 号

令和 4 年 4 月 8 日

様

高知市監査委員	細川哲也
高知市監査委員	金子努
高知市監査委員	深瀬裕彦
高知市監査委員	伊藤弘幸

令和 3 年度定期監査等結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項, 第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査等を実施し, 同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

定 期 監 查

定期監査等結果報告書

第1 監査の対象

令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行について監査を実施した。ただし、補助金等交付事務については、主として前年度に係るものとし、その他の事務については、必要と認めたときは過年度に係るものについても遡及して監査を実施した。

また、「契約相手方の決定手続」及び「AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理の状況」については、当年度の重点項目とした。

第2 監査の期間及び対象部局等

以下の部局等を対象として、監査を実施した。

期区分	対象部局等		対象期間	監査実施期間
第1期	財務部	財政課、財産政策課、管財課、税務管理課、 市民税課、資産税課	令和3年4月1日～ 令和3年6月30日	令和3年9月1日～ 令和4年3月29日
	市民協働部	地域コミュニティ推進課、くらし・交通安全課、 人権同和・男女共同参画課、中央窓口センター、 斎場、地籍調査課		
第2期	健康福祉部	健康福祉総務課、地域共生社会推進課、 指導監査課、介護保険課、保険医療課、 地域保健課、生活食品課、健康増進課、 障がい福祉課、声と点字の図書館、 高齢者支援課、福祉管理課、第一福祉課、 第二福祉課	令和3年4月1日～ 令和3年7月31日	令和3年10月15日～ 令和4年3月29日
	環境部	新エネルギー・環境政策課、環境施設対策課、 環境保全課、廃棄物対策課、環境業務課、 清掃工場、東部環境センター		
第3期	総務部	政策企画課、地域活性推進課、広聴広報課、 秘書課、情報政策課、総務課、人事課、 文書法制課、行政改革推進課、契約課	令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	令和3年12月1日～ 令和4年3月29日
	防災対策部	防災政策課、地域防災推進課		
	上下水道局	企画財務課、総務課、お客さまサービス課、 管路管理課、水道整備課、浄水課、 下水道整備課、下水道施設管理課		
	消防局	総務課、総合指令課、警防課、救急課、予防課、 中央消防署、北消防署、東消防署、南消防署		

※ 総務部文化振興課（旧生涯学習課）及び民権・文化財課並びに市民協働部スポーツ振興課は令和2年度定期監査で実施済みのため対象外。

第3 監査の方法

当年度は、「令和3年度年間監査計画」及び「令和3年度定期監査等実施計画」に基づき、監査の対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかどうかを基本とし、重点項目として選定した「AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理の状況」については行政監査として実施した。

監査に当たっては、原則として部局単位で実施し、高知市監査基準に準拠し、監査対象部局等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、監査対象部局長及び課長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向き監査を実施した。

定期監査指摘基準

1 指摘事項

次の事項に該当し、改善等を要するもので、監査委員が、措置通知を求めることが必要であると認めるもの

- (1) 法令等（条例，規則，要綱，要領，基準等を含む。）に違反する事務手続で，市又はその他の者に損害を与え，又は与えるおそれのあるもの
- (2) 正確性，経済性，効率性，有効性等に欠如又は疑義があり，改善等を要する事務手続
- (3) 行財政運営，内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する事務手続
- (4) 事務手続上の誤りであるが常態化しており，何らかの改善を要するもの
- (5) その他，監査委員が，指摘事項とすることが必要であると認めるもの

2 指導事項

指摘事項(1)から(4)までに掲げるもののうち，事務手続上の軽微な誤り等のほか，監査委員が，指導することが必要であると認めるもの

第4 監査の結果

監査した結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行については、おおむね適正に執行されているものの、後述のとおり一部に改善又は検討を要する事項が認められた。

これらについては、その内容を十分に検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。

また、監査の過程において、事務手続上の軽微な誤り等が見受けられたが、指導事項として別途各部局長等に通知し、又は口頭で指導等を行っているので留意されたい。

指摘事項の内訳

事務区分別

事務区分	件数	主な内容	掲載頁
決裁事務	11		
決裁	10	決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの	6, 8, 10, 11, 14, 15, 18, 20
決裁, 公印の使用	1	決裁及び公印使用に係る審査を要する事務の執行を適正にしていないもの	16
収入事務	3		
現金の出納	1	現金の収納事務を適正にしていないもの	21
	1	調定兼徴収簿を作成すべきもの	7
納期限	1	貸付料の収納事務を適正にしていないもの	7
支出事務	0		
契約事務	3		
契約書	1	契約書の作成を適正にしていないもの	12
	1	契約に係る事務手続を適正にしていないもの	15
完了検査	1	委託業務の履行確認を適正にしていないもの	9
補助金等交付事務	1		
概算払	1	補助金の概算払の必要性を適正に確認していないもの	14
人事に関する事務	0		
財産管理事務	5		
行政財産目的外使用許可	1	行政財産の目的外使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの	12
	1	法定外公共物の使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの	10
	1	企業用固定資産の使用料の算定を適正にしていないもの	19
	1	要綱を改正していなかったもの	18
備品管理	1	固定資産に係る事務手続を適正にしていないもの	18
その他の事務	2		
公印の使用	1	公印の使用を適正にしていないもの	16
	1	公印使用に係る審査及び照合を適正にしていないもの	7
総計	25		

対象部局等別

対象部局等		件数	決裁事務	収入事務	支出事務	契約事務	補助金等 交付事務	人事に関 する事務	財産管理 事務	その他の 事務
総務部	政策企画課	0								
	地域活性推進課	0								
	広聴広報課	0								
	秘書課	0								
	情報政策課	1	1							
	総務課	2		2						
	人事課	0								
	文書法制課	1								1
	行政改革推進課	0								
契約課	1	1								
部局等計	5	2	2	0	0	0	0	0	1	
防災対策部	防災政策課	0								
	地域防災推進課	1				1				
部局等計	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
財務部	財政課	0								
	財産政策課	1	1							
	管財課	2	1						1	
	税務管理課	0								
	市民税課	1	1							
	資産税課	1	1							
部局等計	5	4	0	0	0	0	0	1	0	
市民協働部	地域コミュニティ推進課	0								
	くらし・交通安全課	0								
	人権同和・男女共同参画課	1							1	
	中央窓口センター	1				1				
	斎場	0								
	地籍調査課	0								
部局等計	2	0	0	0	1	0	0	1	0	
健康福祉部	健康福祉総務課	0								
	地域共生社会推進課	1					1			
	指導監査課	0								
	介護保険課	1	1							
	保険医療課	1	1							
	地域保健課	0								
	生活食品課	0								
	健康増進課	0								
	障がい福祉課	1				1				
	声と点字の図書館	0								
	高齢者支援課	2	1							1
	福祉管理課	0								
	第一福祉課	0								
第二福祉課	0									
部局等計	6	3	0	0	1	1	0	0	1	
環境部	新エネルギー・環境政策課	0								
	環境施設対策課	0								
	環境保全課	0								
	廃棄物対策課	0								
	環境業務課	0								
	清掃工場	0								
	東部環境センター	0								
	部局等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道局	企画財務課	1	1							
	総務課	2							2	
	お客さまサービス課	0								
	管路管理課	0								
	水道整備課	0								
	浄水課	1							1	
	下水道整備課	0								
	下水道施設管理課	1	1							
部局等計	5	2	0	0	0	0	0	3	0	
消防局	消防局全体	1		1						
部局等計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
総計	25	11	3	0	3	1	0	5	2	

※ 総務部文化振興課（旧生涯学習課）及び民権・文化財課並びに市民協働部スポーツ振興課は令和2年度定期監査で実施済みのため対象外。

共通事項

1 総括的事項

当年度の定期監査等においても、基本的な事務執行に適正を欠くものが見受けられたほか、連年の指摘にもかかわらず事務が見直されていない事例も見受けられた。

定期監査等における指摘事項については、単に事務手続上の誤りを是正するだけでなく、その原因分析を行い、再発防止に向けた措置を速やかに講じることで、事務執行の適正化に取り組まれない。

2 重点項目

(1) 契約相手方の決定手続について

契約相手方の決定手続については、予定価格の決定に当たり決裁区分の誤りにより専決権者の決裁を受けていないもの及び専決権者の押印が抜かっているものなどがあつたほか、随意契約の根拠規定が起案紙に記載されていないものなど改善を要すべき事態が見受けられた。

契約相手方の決定については、地方自治法、高知市契約規則等に基づき適正に行われたい。

(2) A E D（自動体外式除細動器）の設置及び管理の状況について

「行政監査結果報告書」のとおり。

3 特記事項

(1) 決裁事務の適正化について

決裁を要する事務の執行を適正にしていない次のような事態が見受けられた。

ア 起案紙、予定価格調書又は物品購入決定書での決裁において、決裁区分を誤ったため専決権者の決裁を受けていないもの

- ・ 部局長専決事項であるものを課長決裁としていたもの
- ・ 上下水道事業管理者決裁であるものを局長決裁としていたもの

イ 起案紙、予定価格調書、支出負担行為書又は例文決裁簿での決裁において、専決権者の押印が抜かっていたもの

ウ 専決権者である担当副市長の指定を誤って決裁を受けたため、結果的に専決権者の決裁を受けていないもの

また、事務手続上の軽微な誤りとして、「指導事項」としてはいるものの、起案紙に異動後の課長の押印のないもの、執行決定兼支出負担行為書に合議先である課長の押印のないものなどの事態も複数見受けられた。

決裁事務の適正化については令和元年度定期監査においても指摘したが、起案紙等による意思決定に際しては、職務権限規程や関係通知等を確認するとともに、決裁後に担当者が押印漏れの有無を確認するなどの必要な対応を行うことにより、決裁を要する事務の執行について適正に行われたい。

各課個別事項

総務部

政策企画課

指摘事項なし

地域活性推進課

指摘事項なし

広聴広報課

指摘事項なし

秘書課

指摘事項なし

情報政策課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

高度情報通信環境整備促進事業費補助金交付要領の制定に係る意思決定に当たり、決裁区分の適用を誤ったため、部長専決事項であるものを課長決裁としている事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

総務課

1 調定兼徴収簿を作成すべきもの

現金で収納する公衆電話通話料について、調定兼徴収簿を作成すべき事態が見受けられた。

歳入の調定は、会計規則第26条第1項によれば、収支命令者は、市税及び税外諸収入金の収納手続をするときは、徴収原簿又は調定兼徴収簿等について所属年度、会計別、歳入科目、金額及び納入義務者等に誤りがないかを調査し、誤りがないものについては、会計管理者に調定の通知をしなければならないとされている。

調定兼徴収簿については、同規則に基づき作成されたい。

2 貸付料の収納事務を適正にしていないもの

本庁舎食堂及び売店に係る行政財産の貸付料について、収納事務を適正にしていない事態が見受けられた。

月額による貸付料については、当該契約に基づき毎月払として前月末を納期としているが、これと異なる納期を定めて納入の通知をしており、契約に基づく納期に対して納入の遅れが生じているものである。

また、当該収入は、地方自治法施行令第142条第1項第1号に定める納期の一定している収入であるが、令和3年4月分の貸付料について見ると、同年4月9日に納入の通知を行ったことから、同条第2項の規定に基づき納入通知書を発した日の属する令和3年度の歳入としている。しかし、本件契約は前月末を納期としていることから、本来の会計年度所属区分は、その納期の末日である同年3月31日の属する令和2年度となるものである。

貸付料の収納事務については、契約に基づき適正に行われたい。

人事課

指摘事項なし

文書法制課

1 公印使用に係る審査及び照合を適正にしていないもの

市長印の使用に当たり、管守者等の審査及び照合を適正にしていない事態が見受けられた。

高齢者支援課からの委嘱書への押印申請については、公印種別を誤って申請されたが、申請内容を十分確認しなかったことから、文書法制課長が管守する一般用市長印を押印させているものである。

公印規則によれば、委嘱書は、人事課長が管守する専用市長印を押印することとされている。公印使用に係る審査及び照合については、同規則に基づき適正に行われたい。

行政改革推進課

指摘事項なし

契約課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

1 件 1 億円以上 1 億 5,000 万円未満の清掃工場 2 号焼却炉ろ布取替工事の支出負担行為書について、専決権者である副市長の決裁を受けておらず、また、部長及び副部長の押印なく事務を執行している事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

防災対策部 防災政策課

指摘事項なし

地域防災推進課

1 委託業務の履行確認を適正にしていないもの

津波避難ビル用資機材保守点検業務の委託契約に当たり、履行確認を適正にしていない事態が見受けられた。

本件業務の仕様書で定めた実績報告書「保守点検チェック表」について、点検対象施設全 153 件中 78 件分が作成されていないにもかかわらず、受託者に提出を求めることなく検査を合格としているものである。

所管課は、当該委託期間中 78 件の点検を終了した時点で「保守点検チェック表」が作成されていなかったことから、この時点で点検未実施であった残り 75 件については「保守点検チェック表」の提出を受けたが、上記 78 件分については、別途の資料、現地確認及び口頭確認で履行確認を行ったものの、文書による記録をしていなかったものである。

実績報告書の作成は委託業務の一部であり、履行確認の根拠となるものであることから受託者に改めて作成・提出を求めるべきである。また、別途の方法により履行確認を行ったものについては、履行の実績を合理的に裏付け、説明責任が果たせるよう文書による記録をしておく必要がある。

委託業務の履行確認については、適正に行われたい。

財務部 財政課

指摘事項なし

財産政策課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

1 件 1,000 万円以上の総合あんしんセンター 1 階及び本庁舎 2 階自動販売機設置場所に係る行政財産の貸付契約に当たり、専決権者である部長の決裁を受けずに事務を執行している事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

管財課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

1 件 500 万円以上 2,000 万円未満の公用車（6 台）の購入決定に当たり、専決権者である担当副市長の指定を誤って決裁を受けている事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

2 法定外公共物の使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの

法定外公共物の使用許可に当たり、事務手続を適正にしていない事態が多数見受けられた。

法定外公共物の使用許可に係る事務手続については、使用許可に係る適正な判断を行うとともに、不適正な使用許可を行うリスクを減らすためにも、起案文書に添付すべき書類に遺漏がないよう事務手続を適正に行われたい。

- (1) 法定外公共物の使用許可に係る起案紙に使用許可申請書を添付していないもの
- (2) 法定外公共物使用許可証（案）に、許可対象の数量を別紙のとおりと記載しているものの、当該別紙を添付していないもの（5 件）
- (3) 法定外公共物の使用許可の期間の更新に係る起案紙に許可対象者を別紙「対象者一覧」参照と記載しているものの、当該別紙を添付していないもの

税務管理課

指摘事項なし

市民税課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

1件2,000万円未満の個人住民税システムの令和3年度課税状況調に関する業務の委託契約に係る予定価格の決定に当たり、専決権者である課長の決裁を受けることなく事務を執行している事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

資産税課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

例文決裁簿について、専決権者である課長の決裁を受けることなく事務を執行している事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

市民協働部

地域コミュニティ推進課

指摘事項なし

くらし・交通安全課

指摘事項なし

人権同和・男女共同参画課

1 行政財産の目的外使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの

行政財産の目的外使用許可に当たり、事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。

春野弘岡中市民会館敷地内への防災倉庫の設置については、目的外使用許可の更新手続がなされていなかったことから、約 10 か月にわたり目的外使用許可のない状態で使用をさせていたものである。

行政財産の目的外使用許可に係る事務手続については、財産条例等に基づき適正に行われたい。

中央窓口センター

1 契約書の作成を適正にしていないもの

業務の委託契約及び賃貸借契約に当たり、契約書の作成を適正にしていない事態が多数見受けられた。

契約とは、一定の法律効果の発生を目的として、複数の当事者が互いに相対する意思表示を行い、それが合致することによって成立する行為であることから、その合意内容である契約書については、契約を履行する上で必要な事項に関し、具体的かつ明確な内容を備えたものを作成しなければならないとされている。

契約書の作成については、適正に行われたい。

(1) 契約書に損害賠償に係る条項を規定していないもの

(マイナンバーカード交付センターの通信網の整備に関する業務の委託契約ほか 9 件)

(2) 契約書に検査及び支払に係る条項を規定していないもの

(デジタル手続法の施行に伴うファイアウォール機器に係る保守業務の委託契約)

齋場

指摘事項なし

地籍調査課

指摘事項なし

健康福祉部

健康福祉総務課

指摘事項なし

地域共生社会推進課

1 補助金の概算払の必要性を適正に確認していないもの

社会福祉厚生事業補助金について、概算払の必要性を適正に確認していない事態が見受けられた。

本件補助金は、事業費を早期に支出するためとして、令和3年5月20日に概算払の方法により補助金交付決定額全額を交付しているところ、補助事業に係る資金計画表など資金が不足することを証する客観的な資料が提出されておらず、概算払の必要性を確認できないものである。

補助金は、完了払による交付が原則であることから、概算払の審査は、概算払によらなければ交付目的を達成できないなどの特別な事情を明らかにした上で交付を決定するものであり、資金計画表など資金が不足することを証する客観的な資料を求めるなど、交付時期及び交付額について慎重に検討する必要がある。

補助金の概算払については、必要性を適正に確認されたい。

指導監査課

指摘事項なし

介護保険課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

1件 200万円以上 500万円未満のプリンタ用消耗品の購入決定に当たり、決裁区分の適用を誤ったため、部長専決事項であるものを課長決裁としている事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

保険医療課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

1件300万円以上1,000万円未満の国保特定健康診査結果説明会業務の委託契約に係る予算執行決定及び入札実施の意思決定に当たり、決裁区分の適用を誤ったため、部長専決事項であるものを課長決裁としている事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

地域保健課

指摘事項なし

生活食品課

指摘事項なし

健康増進課

指摘事項なし

障がい福祉課

1 契約に係る事務手続を適正にしていないもの

身体障害者等社会参加応援バス運行・管理業務の委託契約に当たり、委託先が加入する自動車保険について、仕様書と異なっている事態が見受けられた。

仕様書では、使用車両に対する自動車保険の車両保険の支払額について「免責なし」としているところ、保険内容を十分に確認しなかったことから、「免責金額1回目事故10万円・2回目以降事故10万円」等として加入しているものである。

結果として、保険適用すべき事象は発生しなかったものの、必要とする保険金が支払われないリスクを生じさせることは適切ではない。

委託契約に係る事務手続については、契約に基づき適正に行われたい。

声と点字の図書館

指摘事項なし

高齢者支援課

1 決裁及び公印使用に係る審査を要する事務の執行を適正にしていないもの

例文決裁簿について、専決権者である課長の決裁を受けず、また、公印使用に係る審査を受けることなく事務を執行している事態が多数見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならない。また、公印を押印しようとする者は、管守者又は取扱責任者に押印を必要とする文書等を提示した上で、審査及び照合を受けなければならないとされている。

決裁及び公印使用に係る審査を要する事務については、職務権限及び公印規則に基づき適正に行われたい。

2 公印の使用を適正にしていないもの

市長印の使用に当たり、委嘱書に文書法制課長が管守する一般用市長印を使用している事態が見受けられた。

公印規則によれば、委嘱書は、人事課長が管守する専用市長印を押印することとされている。公印の使用については、同規則に基づき適正に行われたい。

福祉管理課

指摘事項なし

第一福祉課

指摘事項なし

第二福祉課

指摘事項なし

環境部

新エネルギー・環境政策課

指摘事項なし

環境施設対策課

指摘事項なし

環境保全課

指摘事項なし

廃棄物対策課

指摘事項なし

環境業務課

指摘事項なし

清掃工場

指摘事項なし

東部環境センター

指摘事項なし

上下水道局 企画財務課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

1件1,000万円以上3,000万円未満の上下水道局本庁舎新築工事に伴う地質調査業務の委託契約に当たり、決裁区分の適用を誤ったことから、職務権限を有する者の決裁を受けずに事務の執行をしている事態が複数見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

- (1) 予定価格の決定について、局長決裁とすべきものを課長決裁としているもの（2件）
- (2) 契約締結について、局長決裁とすべきものを課長決裁としているもの

総務課

1 要綱を改正していなかったもの

上下水道局職員駐車場使用料要綱について、改正をしていなかった事態が見受けられた。

会計年度任用職員の駐車場使用料の取扱いについては、令和2年4月1日施行の地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い同要綱を改正すべきところ、同要綱を改正していなかったものである。

同要綱については、改正されたい。

2 固定資産に係る事務手続を適正にしていないもの

固定資産について、一部を抽出して検査したところ、事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。

令和2年12月「令和2年度上下水道局固定資産実地調査」の実施において、空気呼吸器が過年度廃棄済みであったことから、浄水課から総務課に対し廃棄済みの報告をしていたが、総務課での固定資産台帳の修正手続がなされていなかったものである。

上下水道局固定資産管理規程第5条によれば、総務課長は、固定資産台帳を備え、固定資産の増減異動を記録整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならないとされている。

固定資産に係る事務手続については、同規程に基づき適正に行われたい。

お客さまサービス課

指摘事項なし

管路管理課

指摘事項なし

水道整備課

指摘事項なし

浄水課

1 企業用固定資産の使用料の算定を適正にしていないもの

企業用固定資産の使用許可に当たり、使用料の算定を適正にしていない事態が複数見受けられた。

送電線及び地中管路に係る使用許可については、延長に1メートル未満の端数があるにもかかわらず、誤って端数を切り上げることなく算定したことから、使用料を過少に徴収しているものである。

線類及び水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものに係る使用料の算定については、上下水道局総務課長通知において、延長が1メートル未満であるとき又は延長に1メートル未満の端数があるときは、1メートルに切り上げて計算することとされている。

企業用固定資産の使用料の算定については、上下水道局固定資産管理規程等に基づき適正に行われたい。

下水道整備課

指摘事項なし

下水道施設管理課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

1 件 1,000 万円以上の瀬戸水再生センター産業廃棄物処分業務の委託に係る予算執行決定に当たり、決裁区分の適用を誤ったことから、上下水道事業管理者決裁であるものを局長決裁としている事態が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。

消防局

総務課，総合指令課，警防課，救急課，予防課，中央消防署，北消防署，東消防署，南消防署

1 現金の収納事務を適正にしていないもの

中央消防署予備車庫棟会議室の空調料金について，現金の収納事務を適正にしていない事態が見受けられた。

令和元年 10 月 1 日に運用開始となった会議室のコイン式空調機の使用料金については，出納員の設置がないにもかかわらず現金を取り扱い，また，収納金の金融機関への払込みについても遅延が常態化しているものである。

現金の出納に関する事務は会計管理者の権限に属するものであり，現金を取り扱うときはその事務の委任を受けた出納員を設置しなければならず，会計規則第 81 条第 2 項の規定によれば，所属長は，出納員の設置を必要とするときは，事務内容を付して会計管理者を経て市長に申請することとされている。

上記の現金の取扱いは，会計処理上の基本的な知識の欠如によるものであり，公金事故が発生するリスクにつながるとともに，組織内のチェック機能が働いていなかったことなどによると認められる。

現金の収納事務については，会計規則に基づき適正に行われたい。

